

# 職業紹介事業 現行の制度・運用

- 職業紹介事業の欠格事由
- 職業紹介責任者
- 求人・求職の受理
- 職業紹介事業者間の業務提携等
- 求人者への指導の強化
- その他

面積要件、事業所外での事業実施、情報の別個管理、  
特別の法人の行う職業紹介事業の届出書類、  
国外にわたる職業紹介の手続、労働条件等明示の方法、  
求人求職管理簿の記載事項

# 職業紹介事業の欠格事由

# 職業紹介事業・労働者派遣事業の欠格事由

欠格事由に該当する者は、職業紹介事業・労働者派遣事業の許可を受けることができない

<p>職業紹介事業 (職業安定法第32条※) ※ 有料・無料の両方に共通。</p>	<p>(参考)労働者派遣事業 (労働者派遣法第6条)</p>
<p>① 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法違反等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>② 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>③ 有料・無料職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者</p> <p>④ 未成年者であって、その法定代理人が①～③又は⑤のいずれかに該当するもの</p> <p>⑤ 法人であって、その役員のうち①～④のいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>① 禁錮以上の刑に処せられ、又は労働者派遣法違反等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>② <u>健康保険法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</u></p> <p>③ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>④ 労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者</p> <p>⑤ <u>労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</u></p> <p>⑥ <u>労働者派遣事業の許可の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの</u></p> <p>⑦ <u>⑥に規定する期間内に労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、⑥の通知の日の前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの</u></p> <p>⑧ <u>暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)</u></p> <p>⑨ 未成年者であって、その法定代理人が①～⑧、⑩のいずれかに該当するもの</p> <p>⑩ 法人であって、その役員のうち①～⑨のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>⑪ <u>暴力団員等がその事業活動を支配する者</u></p> <p>⑫ <u>暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者</u></p>

# 職業紹介責任者

# 職業紹介責任者

検討項目	現行制度
職責	<p>○現行の職責（法第32条の14） 次に掲げる事項の統括管理</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関する事。</li><li>2. 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関する事。</li><li>3. 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関する事。</li><li>4. 職業安定機関との連絡調整に関する事。</li></ol>
要件	<p>○現行の要件（業務取扱要領：許可基準）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 欠格事由に該当しないこと。</li><li>2. 職業紹介責任者講習会を受講していること（許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前5年以内の受講に限る）。</li><li>3. 3年以上の職業経験を有すること。</li></ol> <p>○現行の職業紹介責任者講習の内容（業務取扱要領） 民営職業紹介事業制度の概要／職業安定法及び関係法令／民営職業紹介事業の運営状況及び職業紹介責任者の職務遂行上の問題点／具体的な事業運営／個人情報の保護の取扱いに係る職業安定法の遵守と公正な採用選考の推進</p>
配置の必要性	<p>○現行の配置基準（則第24条の6）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 事業所ごとに専属の責任者を選任（他の事業所との併任は不可）</li><li>2. 事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が、<ul style="list-style-type: none"><li>・50人以下：1人以上</li><li>・51人以上100人以下：2人以上</li><li>・101人以上：50人を超える50人ごとに1人を2人に加えた数以上</li></ul></li></ol>

## (参考)職業紹介責任者数

平成27年に新規許可した職業紹介事業者の事業所における職業紹介責任者数等

事業主数	事業所数	従事者数	職業紹介責任者数
1,434	1,474	3,916	1,498

# (参考)職業紹介責任者講習会の内容

講義課目	時間	講義内容
1 民営職業紹介事業制度の概要について	1時間 (新規受講者必修)	(イ) 労働力需給システムについて (ロ) 民営職業紹介事業の位置づけについて (ハ) 過去5年間の民営職業紹介事業制度の改正等
2 職業安定法及び関係法令について	1時間 (新規受講者必修)	(イ) 職業安定法、関係政省令、指針等について (ロ) 雇用対策法、年齢制限の禁止について (ハ) 男女雇用機会均等法等について (ニ) 労働基準法について (ホ) 最低賃金、労災補償について (ハ) 青少年の雇用の促進等に関する法律等について
3 民営職業紹介事業の運営状況及び職業紹介責任者の職務遂行上の問題点について	1時間 (全受講者必修)	(イ) 過去5年間の民営職業紹介事業の運営状況 (ロ) 過去5年間の指導監督における事業運営上の問題点 (ハ) 職業紹介責任者の職務遂行上の留意点
4 具体的な事業運営について	2時間20分 (全受講者必修)	(イ) 職業紹介サービスのあり方について (ロ) 紹介あっせんの方法について (ハ) 有料職業紹介事業の手数料について (ニ) 苦情処理の対応について (ホ) その他事業運営に関することについて
5 個人情報保護の取扱いに係る職業安定法の遵守と公正な採用選考の推進について	40分 (全受講者必修)	(イ) 職業安定法における個人情報の取扱い (ロ) 公正な採用選考の推進について

# (参考)派遣元責任者講習の内容

講義課目	講義時間	講義内容
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	2時間	①わが国の労働力需給調整の体系（労働者派遣事業、職業紹介事業、労働者供給事業、募集を含む。） ②法の意義、目的 ③労働者派遣契約、派遣元事業主の講ずべき措置等、派遣先の講ずべき措置等
労働基準法等の適用に関する特例等について	1時間	①労働基準法及び労働安全衛生法等の適用に関する特例等 ②最近の労働基準法等の改正の動向とポイント
労働者派遣事業運営の状況及び派遣元責任者の職務遂行上の留意点について	2時間20分	①最近の労働者派遣事業制度の改正等 ②最近の労働者派遣事業の運営状況 ③最近の監督指導状況を踏まえた事業運営上の問題点 ④派遣元責任者の職務遂行上の留意点 ⑤事例紹介 ⑥その他派遣元責任者の職務に関して留意が必要な事項
個人情報の保護の取扱いに係る職業安定法の遵守と公正な採用選考の推進について	40分	①労働者派遣法、職業安定法等における個人情報の取扱い ②公正な採用選考の推進について

# 求人・求職の受理

# 求人・求職の全件受理義務①

## ○職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)

(求人申し込み)

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人申し込みは全て受理しなければならない。ただし、その申し込みの内容が法令に違反するとき、その申し込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申し込みを受理しないことができる。

(求職申し込み)

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職申し込みは全て受理しなければならない。ただし、その申し込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(取扱職種範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱職種の範囲等を届け出た場合には、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等が、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであると認めるときは、当該有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを命ずることができる。

## ○青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)

(求人不受理)

第十一条 公共職業安定所は、求人者が学校(小学校及び幼稚園を除く。)その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者(第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。)であることを条件とした求人(同条において「学校卒業見込者等求人」という。)の申し込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申し込みを受理しないことができる。

# 求人・求職の全件受理義務②

・職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等において、求人及び求職の申し込みはすべて受理しなければならない。(法第5条の5、第5条の6、第32条の12)

## 取扱職種の範囲等の例示

- ・職業 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など
- ・地域 国内、大阪府、中部地方など
- ・その他 ①紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者、合法的に在留する外国人、障害者など  
②若者雇用促進法第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込み者であることを条件とした求人は取り扱わないこと

(均等待遇)

第三条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

# 職業紹介事業者間の 業務提携等

# 職業紹介事業者間の業務提携等（現行の取扱い）

## 職業紹介事業者間の業務提携

時点	職業紹介事業者（提携元）の義務	職業紹介事業者の（提携先）の義務
求職（求人）の申込みを受理する時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取扱職種等（取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項）の明示（※1）</li> <li>● 求人求職管理簿の記載（※1）</li> </ul> <p>（※1）業務提携の有無に関わらず課される事項</p>	—
業務提携により他の事業者に求職（求人）の申込みの内容を提供する時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提携先の事業所の名称及び所在地、許可番号等、取扱職種等（取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項）の明示</li> <li>● 求職者（求人者）の同意の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人求職管理簿の記載</li> </ul>
あっせんを行う時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働条件等の明示（※2）</li> </ul> <p>（※2）実際にあっせんを行う職業紹介事業者が自らの責任において行う</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人者からの手数料の徴収（※3）</li> </ul> <p>（※3）実際にあっせんを行った職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で徴収する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業報告（※4）</li> </ul> <p>（※4）就職件数、手数料収入については、実際にあっせんを行った職業紹介事業者のみが報告する</p>	

### ※職業紹介事業者と職業紹介事業者以外の者との提携

- 職業紹介事業者以外の者が職業紹介の全部又は一部を行うことは禁止
- 他方、付随業務（求人・求職の申込みを勧誘する業務、許可を受け又は届出をしている職業紹介事業者への求人・求職を全数送付する業務等）を行うことは認められる

求人者への指導の強化

# 求人者への指導等①

## ○職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)

(指針)

第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三条の五及び第四十二条に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

(指導及び助言)

第四十八条の二 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第四十八条の三 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 特定地方公共団体、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による申告があつたときは、必要な調査を行い、その申告の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を執らなければならない。

# 求人者への指導等②

## ○職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)

(報告の請求)

第四十九条 行政庁は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に関し必要な報告をさせることができる。

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第四十八条の三の規定による命令に違反した者

八・九 略

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第四十九条又は第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

九 略

その他

# 事業所に関する要件(許可基準)

有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であることが必要。

	求められる要件
位置	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。
事業所	<p>(イ) 職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。 具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね20㎡以上であること。 ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としない。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件が付される。さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導が行われる。</p> <p>(ロ) 求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。</p> <p>(ハ) 事業所名(愛称等も含む。)は、利用者にとって、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。</p>
事業所外での業務実施	<p>① 職業紹介は事業所で行う</p> <p>② 付帯業務(求人・求職の申込みを勧誘する業務等)については事業所外での実施が可能</p>

# 紹介・派遣を兼業する場合の個人情報管理

職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する場合には、個人情報は別個に管理しなければならない

	職業紹介事業	労働者派遣事業
<p><b>法の規定</b></p> <p>(職業紹介事業) 職業安定法第5条の4</p> <p>(労働者派遣事業) 労働者派遣法第24条の3</p>	<p>(求職者等の個人情報の取扱い)</p> <p>公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務(紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。次条において同じ。)の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p>
<p><b>許可基準</b></p>	<p>(a) 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換ええないこと。</p> <p>(b) 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換ええないこと。</p> <p>(c) <u>派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別に管理されること。</u></p> <p>(d) <u>派遣先に係る情報と求人者に係る情報が別に管理されること。</u></p> <p>(e) 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと。また、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。</p> <p>(f) 派遣の依頼のみをしている者に対して職業紹介を行わないこと。また、求人申込みのみをしている求人者に対して労働者派遣を行わないこと。</p>	<p>a 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みの受付を重複して行わず、かつ、相互に入れ換ええないこと。</p> <p>b 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換ええないこと。</p> <p>c <u>派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別個に作成され別個に管理されること。</u></p> <p>d <u>派遣の依頼者に係る情報と求人者に係る情報が別個に管理されること。</u></p> <p>e 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと、かつ、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。</p> <p>f 派遣の依頼のみを行っている者に対して職業紹介を行わないこと、かつ、求人申込みのみをしている求人者について労働者派遣を行わないこと。</p> <p>g 紹介予定派遣を行う場合を除き、求職者に対して職業紹介する手段として労働者派遣をするものではないこと。</p>

# 特別の法人の申請書類

特別の法人が無料職業紹介事業の届出をする際には、下記の書類を添付することが必要。

	必要書類
(1) 事業計画に関する書類	無料職業紹介事業を行う事業所ごとの特別の法人無料職業紹介事業計画書
(2) 法人に関する書類	①定款又は寄付行為 ②法人の登記事項証明書 ※申請者が個人の場合は添付不要。
(3) 代表者、役員に関する書類 ※代表者、役員全員分について必要	①住民票の写し ②履歴書 ③代表者、役員が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、法定代理人に係る各種書類
(4) 職業紹介責任者に関する書類	職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介責任者の住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。)、履歴書及び受講証明書の写し。(職業紹介責任者が役員と同一である場合においては、住民票の写し及び履歴書の提出を要しない。)ただし、無料職業紹介事業者が有料職業紹介事業の許可を申請する場合であって無料の職業紹介事業を行っている事業所の職業紹介責任者を、当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。住所に変更がある場合を除く。)、履歴書及び受講証明書の写しを添付することを要しない。
(5) 個人情報の適正管理に関する書類	職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る個人情報適正管理規程
(6) 業務の運営に関する書類	職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る業務の運営に関する規程
(7) 事業所施設に関する書類	①職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の登記事項証明書(申請者の所有に係る場合のみ) ②職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の賃貸借又は使用貸借契約書(他人の所有に係る場合のみ)
(8) 相手先国に関する書類	①相手先国の関係法令 ②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつては、その日本語訳(取次機関を利用しない場合に限る。)
(9) 取次機関に関する書類	①取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類 ②相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳(相手先国で許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し)

# 国外にわたる職業紹介に関する申請書類

現行の規制	根拠	設定理由
<p>許可申請時の添付書類 以下の書類を許可申請書に添付しなければならない。</p> <p><b>国外にわたる職業紹介を行おうとする場合</b></p> <p>①相手先国の関係法令 ②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつては、その日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。）</p> <p><b>国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするとき</b></p> <p>①取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類 ②相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳（相手先国で許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し）</p>	<p>法第30条 則第18条 業務運営要領</p>	<p>国外にわたる職業紹介事業については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内労働市場を国外に拡大することになることから、当該需給調整システムの影響は、国内に限定される需給調整に比べて大きくなるおそれがあること</li> <li>・就労経路が国外に及んでいるため、国内だけで完結している場合より仲介ブローカーが介在する可能性が高いこと、また、国による労働慣行等の相違もあり、その内容の確認に困難が伴うことなどから、労働者に不測の損害を与えるおそれがあり、労働者保護の必要性がさらに高いこと</li> </ul> <p>等の観点から、国内の需給調整システムの場合と比べてより実効性のある管理をすることが必要となる。</p> <p>このため、国外にわたる職業紹介事業にあつては、相手先国での職業紹介に係る活動の合法性の確認を必要とすることが適当である。</p> <p>また、円滑な事業の実施の観点から、国外に所在する取次機関を利用して職業紹介を実施することを認めることとしているが、事業者と取次機関の行う事業をあわせて職業紹介が実施されることになることから、取次機関の行為とあわせて事業の適正な運営が図られる必要がある。このため、事業の運営に関する事項は事業者と取次機関の事業をあわせて判断することとなり、取次機関自体については、その活動が相手先国で法的に認められた機関であることを必要とすることが適当である。</p>

# 労働条件等の明示①

## ○職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)並びに労働者供給事業者(次条において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 略

3 前二項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならない。

## ○職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)

(法第五条の三に関する事項)

第四条の二 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
  - 二 労働契約の期間に関する事項
  - 三 就業の場所に関する事項
  - 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
  - 五 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則(略)第八条各号に掲げる賃金を除く。)の額に関する事項
  - 六 健康保険法(略)による健康保険、厚生年金保険法(略)による厚生年金、労働者災害補償保険法(略)による労働者災害補償保険及び雇用保険法(略)による雇用保険の適用に関する事項
- 2 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
- 一 書面の交付の方法
  - 二 電子情報処理組織(書面交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。))の使用に係る電子計算機と、書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。))の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。)によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3・4 略

# 労働条件等の明示②

## ○職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(平成十一年労働省告示第百四十一号)

### 第三 法第五条の三及び第四十二条に関する事項(労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示)

職業紹介事業者等は、法第五条の三第一項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者(以下「求職者等」という。)に対し、その者が従事すべき業務の内容及び労働条件(以下「労働条件等」という。)を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

一 明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

二 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、労働条件等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

三 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

四 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。

五 賃金に関しては、賃金形態(月給、日給、時給等の区分)、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。

六 明示する労働条件等の内容が労働契約締結時の労働条件等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、労働条件等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

七 労働者の募集を行う者は、労働条件等の明示を行うに当たって労働条件等の事項の一部を別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

# 帳簿の備付け義務①

## ○職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)

(帳簿の備付け)

第三十二条の十五 有料職業紹介事業者は、その業務に関して、厚生労働省令で定める帳簿書類を作成し、その事業所に備えて置かなければならない。

## ○職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)

(法第三十二条の十五 に関する事項)

第二十四条の七 法第三十二条の十五 の厚生労働省令で定める帳簿書類は、求人求職管理簿及び手数料管理簿とする。

2 前項の帳簿書類の記載及び備付けについては、職業安定局長の定めるところによる。

# 帳簿の備付け義務②

## ○職業紹介事業の業務運営要領(平成28年8月 職業安定局長通達)

### 第8 その他の手続等 6 帳簿書類の備付け (3) 帳簿書類の様式

(1)(※有料職業紹介事業者が備え付けるべき帳簿書類)及び(2)(※無料職業紹介事業者が備え付けるべき帳簿書類)の帳簿書類には次の事項を記載しておかなければならない。ただし、様式については任意のものを使用して差し支えない。

#### イ 求人求職管理簿

##### (イ) 求人に関する事項

###### ① 求人者の氏名又は名称

求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。この場合、求人者が複数の事業所を有するときは、求人者の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載すること。

###### ② 求人者の所在地

求人者の所在地を記載すること。

###### ③ 求人に係る連絡先

求人者において、求人及び採用選考に関し必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載すること。

###### ④ 求人受付年月日

求人を受け付けた年月日を記載すること。

なお、同一の求人者から、複数の求人を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時ではない場合は、その旨記載すること。

###### ⑤ 求人の有効期間

求人者の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。

なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくこと。

###### ⑥ 求人数

当該求人として、募集する労働者の人数を記載すること。

###### ⑦ 求人に係る職種

当該求人により雇い入れられた労働者が従事する業務の職種を記載すること。

###### ⑧ 求人に係る就業場所

当該求人により雇い入れられた労働者が業務に従事する場所を記載すること。

###### ⑨ 求人に係る雇用期間

当該求人により雇い入れられた労働者の雇用期間を記載すること。

###### ⑩ 求人に係る賃金

当該求人により雇い入れられた労働者の賃金を記載すること。

求人管理簿上に記載された賃金が、求人によって支払単位が異なるときには、時給、日給、月給等が判別できるように記載すること。

なお、雇用する労働者の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。

賃金額が都道府県ごとに設定されている最低賃金額を満たしているか留意すること。

###### ⑪ 職業紹介の取扱状況

当該求人に求職者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の顛末等を記載することとし、採用された場合は採用年月日を記載すること

##### (ロ) 求職に関する事項 略